

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁保発第148号
平成21年11月18日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行による認知機能検査の実施について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)については、本年12月4日までに完全施行される予定であるが、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3の認知機能に関する検査(以下「検査」という。)の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第68号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)を「府令」という。

記

1 趣旨

散弾銃を猟場に置き忘れて帰宅するなど、加齢に伴う認知機能の低下によると思われる事案が発生していることから、改正法により、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者が75歳以上の場合には、検査を実施することとされ、その者の認知機能の低下を的確に把握するとともに、本人にその認知機能の低下を自覚させ、注意を促すこととしたものである。

また、当該検査の結果が、府令に規定する一定の基準に該当する場合には、公安委員会は、その者(以下「基準該当者」という。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症であるかどうかについての医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずること(以下「受診等命令」という。)ができることとしたものである。

2 検査の概要

(1) 検査の対象者

検査を受ける必要がある者は、法第4条の規定による銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする者(以下「所持許可申請者」という。)で、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者である。

また、法第4条の3の規定は、法第7条の3第3項で許可の更新について準用されていることから、法第7条の3第1項の規定による猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者(以下「更新申請者」という。)で当該有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の者も検査を受ける必要がある。

なお、更新日の異なる銃砲を複数丁所持している者については、更新ごとに検査を受ける必要がある。

(2) 検査の方法及び検査結果の基準

ア 検査の方法

検査は、次の方法により行うこととする（府令第14条）。

- (ア) 検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること（以下「時間の見当識」という。）
- (イ) 16の物の図画を名称及び分類とともに示し、一定の時間が経過した後にその名称を記述させること（以下「手がかり再生」という。）
- (ウ) 時計の文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること（以下「時計描画」という。）

イ 基準該当者を判定するための検査結果の基準

基準該当者を判定するための検査結果の基準は、次の数式により算出した数値が36以上であることとする（府令第15条）。

$$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 時間の見当識により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 1 記述された年と検査を行った時の年との差に相当する年数に10を乗じて得た数値（記述された元号が検査を行った時の元号と異なる場合にあっては、60とする。）（ただし、算出する数値の上限は、60とする。）
- 2 記述された月と検査を行った時の月との差に相当する月数に5を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、30とする。）
- 3 記述された日と検査を行った時の日との差に相当する日数に1を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、15とする。）
- 4 記述された曜日と検査を行った時の曜日との差に相当する日数に1を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、3とする。）
- 5 記述された時刻と検査を行った時の時刻との差に相当する分数を30で除して得た数値（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、5とする。）

B 手がかり再生により記述された物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に1を乗じて得た数値

C 時計描画により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

- 1 1から12までの数字が描かれている場合には、1（1から12までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）
- 2 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、1
- 3 1から12までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、1
- 4 2つの針が描かれている場合には、1
- 5 指示された時が表示されている場合には、1
- 6 指示された分が表示されている場合には、1
- 7 指示された時及び分が表示されている場合であって、時針が分針よりも短く描かれているときには、1

ウ 検査の実施時期等

- (ア) 所持許可申請者については、許可申請書を受理した後に検査を実施すること。また、更新申請者に対する検査は、当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間に行うこと（府令第16条第1項）。

なお、更新申請者については、許可更新申請書を受理する際に検査を実施する

ことを原則とするが、事前に連絡を取った上で日時を指定し、一定の人数を集めて検査を実施することも可能である。

- (イ) 次に掲げる者の区分に応じて、当該期間内に道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受けた者から申出があった場合は、認知機能検査を受けたものとみなすこととする（府令第16条第2項）。

a 所持許可申請者

当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

b 更新申請者

当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間

なお、道路交通法上の認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項については、別に定める。

エ 検査の実施者及び実施場所

検査は、警察署において許可事務を担当する警察職員のうち、検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けた者が実施する。この検査は、医療に関する資格や専門の知識を備えていない者が実施することを前提として、記憶力、判断力等の認知機能の低下の状況を見分けるための簡易な検査として作成されたものであるから、警察職員が実施しても信頼性に欠けるものではない。

また、検査は、警察署内の適宜の場所において実施することを原則とする。警察署内において検査場所が確保できないなどの事情がある場合には、警察署以外の場所において実施することも可能であるが、検査対象となる者は高齢者であることから、いずれの場合においても、静謐が保持されているなど落ち着いて受検できる場所を選定すること。

オ 検査等の実施要領

検査及びその結果の通知については、別に定める「認知機能検査実施要領」により実施すること。

(3) 受診等命令

ア 受診等命令

公安委員会は、検査の結果が、2(2)イの基準該当者に対しては、受診等命令をすることができる。この場合、公安委員会は、受診等命令をすることができるのであって、必ずしも受診等命令をしなければならないものではない。よって、申請者が基準に該当する場合であっても、申請書に添付された診断書等から判断して認知症に該当することが明白であるとき、認知症以外の欠格事由に該当し許可等がなされないことが明白であるとき等においては、受診等命令をする必要はない。

なお、受診等命令は、申請者に対する処分当たるが、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章までの規定は適用されない。

イ 受診等命令の方法

受診等命令は、通知の確実性及び後日の紛議防止の観点から、名宛人に対して書面（モデルは別添）により通知すること。

なお、書面による通知を行うことから、相手方に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条に規定する不服申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟に関する手続の教示が必要となる。

ウ 指定医の指定の基準

公安委員会が指定する医師については、日本老年精神医学会、日本認知症学会等に所属するなど認知症に関し専門性を有する医師を指定すること。

なお、法第12条の3に基づく指定医のうち、診断の対象者が認知症である者に該当するかどうかを診断する医師については、法第4条の3に基づく指定医としてもできる限り重複して指定すること。

エ 医師の事前承諾等

指定医の指定に当たっては、その前提として、指定を受ける医師の個別の承諾を受けること。また、指定医に対しては、受診等命令の対象となる者、受診等命令に係る手続等についてあらかじめ十分な説明を行うこと。

オ 指定医の公示

指定医の指定をした場合は、公安委員会告示等により公示することとし、その旨や指定する医師の基準を公安委員会規則等において定めておくことが望ましい。

また、医師の指定がなされていないければ、事実上、法第4条の3第2項に基づく受診等命令をすることができないことから、指定医の公示は、法施行後可及的速やかに行うこと。

3 運用上の留意事項

(1) 検査の実施に関する留意事項

ア 検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は許可台帳に編綴した上で保存し、その保存期間は3年間とすること。

イ 検査結果を通知する書面の副本は、6月以上の保存期間で公安委員会が定めること。

ウ 事前に、大日本猟友会、日本ライフル射撃協会等の銃砲関係団体の都道府県支部を通じるなどして、検査の実施及びその内容について十分に周知を行うこと。

(2) 受診等命令に関する留意事項

ア 指定医の診断に要する費用は、診断を受ける申請者が自ら負担することとなる。

イ 申請者が認知症であるかどうかについては、医師の診断書等に基づき、公安委員会が自らの責任において判断すべきものである。

ウ 申請者が検査を受けず、又は受診等命令に応じなかった場合には、許可又は更新をしてはならない（法第5条第2項）。

4 経過措置について

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第224号）附則第2項において、改正法の施行前に許可申請書又は許可更新申請書を提出した者については、当該許可又は許可の更新に関する限り、検査を受ける必要はないこととされているので留意されたい。